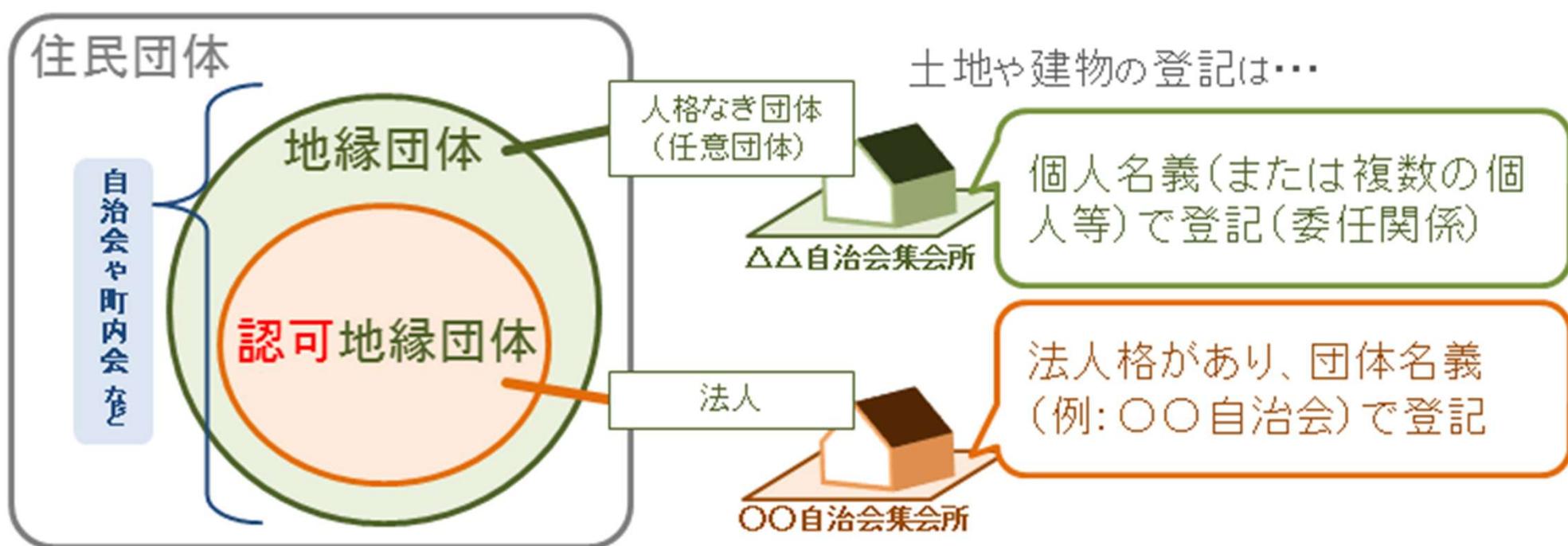


# 自治会 と 認可地縁団体



## 町会の「認可地縁団体制度」(1)

町内会・自治会は地域コミュニティーの重要な基盤ですが、近年認可地縁団体制度活用(法人化)が注目を集めています

「町内会」(Wikipediaより)

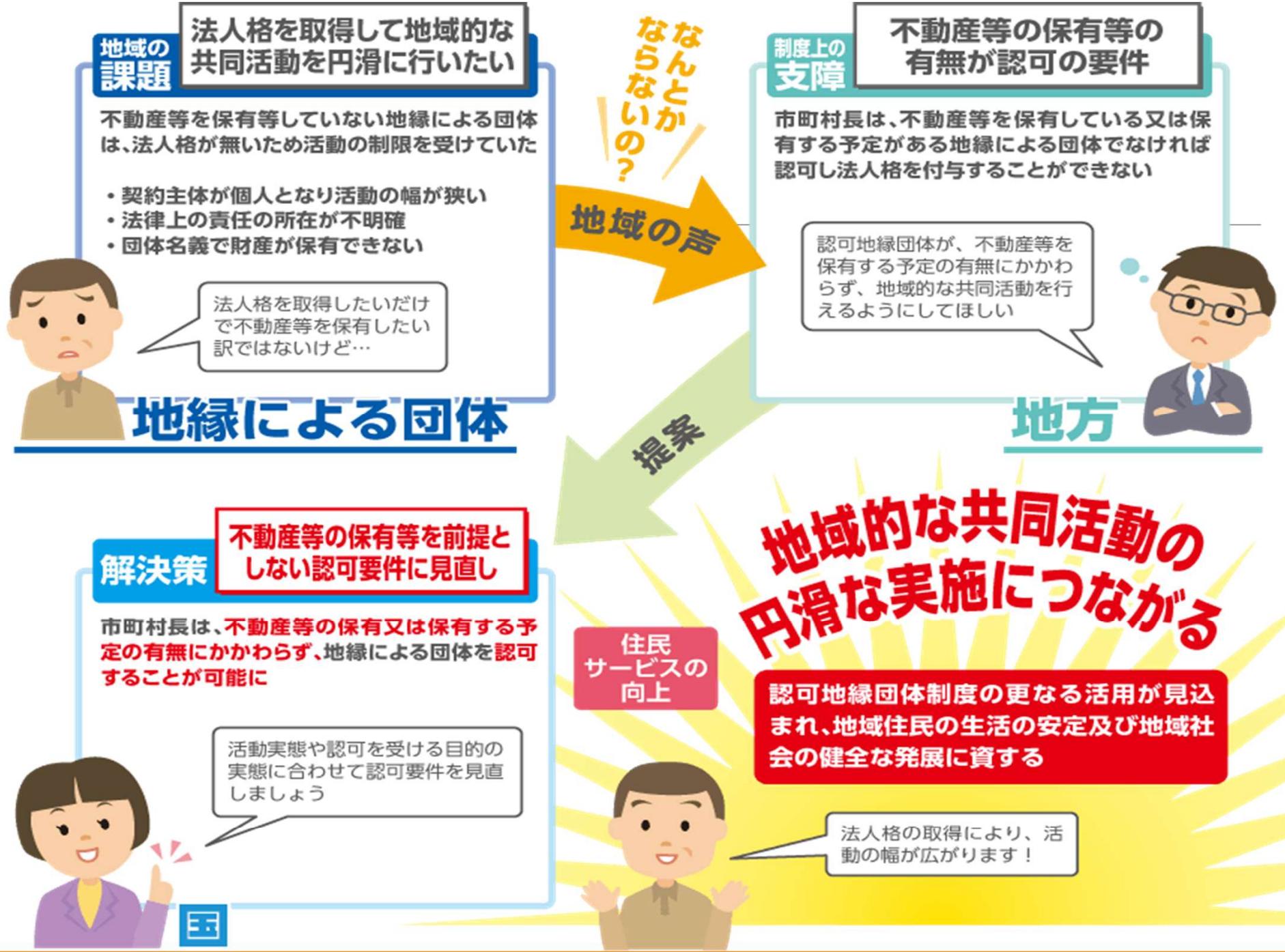
町内会(ちょうないかい)とは、日本の集落又は都市の一部(町内)において、その区域についての親睦、共通の利益の促進、地域自治などのために、住民等によって組織されている地縁に基づく団体、およびその集会・会合のこと。

民間組織であり、中には法人化(法人格を取得)しているものもある。なお、住民らの利益集団としての性質もある。自治会、町会など様々な名称で存在している

## 町会の「認可地縁団体制度」(2)

### 制度成立の経緯

- ・従来町会・自治会が所有する不動産(自治会館等)は代表者の個人名義や役員の共有名義で登記が行われていた  
⇒ 役員交代(特に代表者死亡時)に不都合があった
- ・1991年(平成3年)4月地方自治法改正  
**市町村長の認可を受けた地縁団体が不動産登記可能に**
- ・2001年(平成13年)改正  
認可地縁団体の「不動産保有要件」が廃止に。
- ・2022年(令和4年)改正  
合併及び書面等(非対面)による決議可能に。



## 町会の「認可地縁団体制度」(3)

<認可地縁団体の法人格取得と登記の特例>  
～認可地縁団体の法務局での「法人登記」を不要とする制度～

- ①市区町村長の認可と告示
- ②告示による法人登記の代替  
(法務局への登記不要)
- ③市区町村長による証明書の発行  
(不動産登記に使用)
- ④変更手続きの簡素化  
(市区町村長への届け出のみ)

## 町会の「認可地縁団体制度」(4)

### 認可地縁団体制度活用(法人化)のメリット・デメリット

メリット	デメリット
<b>町内会・自治会名義で 資産管理（不動産登記）可能</b>	<b>課税</b> される場合がある (営利事業を行う場合等)
社会的信用が高くなる	設立手続きや運営が煩雑 (総会議事録、事業報告・決算書、名簿、市町村長届け出等)
<b>代表者の負担が軽減される</b>	

# 町会の「認可地縁団体制度」(5)

町会・自治会等の認可に関する事務処理要綱

平成3年10月22日  
杉区地発第177号

改正 平成12年3月29日杉地活発第104号 令和3年2月26日杉並第62448号  
(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第260条の2の規定に基づき、町会、自治会等区内の一定の区域に住所を有する者の地縁による団体（以下「町会・自治会等」という。）の認可に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（申請）

第2条 認可の申請をしようとする町会・自治会等の代表者は、認可申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に提出するものとする。

- (1) 規約
  - (2) 認可の申請をすることについて、総会で議決したことを証する書類
  - (3) 構成員の名簿
  - (4) 申請時に、不動産又は不動産に関する権利等（以下「不動産等」という。）を保有する町会・自治会等にあっては保有資産目録（第2号様式）、不動産等を保有することを予定している町会等にあっては、保有予定資産目録（第3号様式）
  - (5) 区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
  - (6) 申請者が代表者であることを証する書類
- （審査）

第3条 区長は、前条の申請があったときは、次の各号に掲げる内容に注意して審査を行うものとする。

# 町会の「認可地縁団体制度」(6)

## 認可地縁団体制度活用(法人化)の手順

- ① 法人化に関する話し合いを行う
- ② 自治体に相談し規約等の要件充足を確認する
- ③ 総会を招集し、法人化について議決を行う
- ④ 認可申請に必要な書類を作成・提出する
- ⑤ 自治体で審査が行われ、認可が告示される



# 町会の「認可地縁団体制度」(7)

## 認可地縁団体制度活用(法人化)のスケジュール案

- ①法人化に関する話し合いを行う **現在～2026年5月**  
松庵町会・松庵東町会、西松会館管理委員会
- ②自治体に相談し規約等の要件充足を確認する **同上**  
松庵町会・松庵東町会⇒杉並区生活安全部地域課
- ③総会を招集し、法人化について議決を行う **2026年5月**  
松庵町会・松庵東町会
- ④認可申請に必要な書類を作成・提出する **2026年6月頃**  
松庵町会・松庵東町会⇒杉並区生活安全部地域課
- ⑤自治体で審査が行われ、認可が告示される**2026年夏頃**  
杉並区長(杉並区生活安全部地域課)

# 町会の「認可地縁団体制度」(8)

---

## 地縁団体認可後の手続き

- ①印鑑登録・印鑑登録証明書の交付
- ②認可地縁団体証明書の交付

### ③不動産登記

- ④税関係手続き（固定資産税減免）

\* 収益事業を行う場合は法人税・住民税

- ⑤財産目録・構成員名簿作成・更新

### ⑥団体の運営

（定期総会・議事録、事業報告書・収支決算書、規約変更・代表者変更時の市区町村長へ届け出等）

# 認可町会一覧

## 地縁団体の法人化について

町会・自治会(以下「町会等」という。)は法的には任意団体、いわゆる「権利能力なき社団」と位置付けられるが、それゆえ、町会等の名義で不動産登記ができるないことで町会等が保有する財産をめぐってトラブルが発生していた。平成3年に地方自治法が改正され、区長の認可により「地縁による団体」として法人格を取得できるようになった。これにより、町会等の団体名義で保有資産の登記が可能となった。(認可地縁団体制度)

なお、この「認可地縁団体制度」は、令和3年の地方自治法改正により、不動産の保有の有無に関わらず、法人格取得が可能となっている。

## 認可町会・自治会一覧

(令和7年7月1日現在)

番号	認可年月日	町会の名称 保有する建物の所在地 代表者氏名	町会・自治会の区域	保有する財産の面積・所有形態		会員世帯数 (R6.3月)
				土地	建物	
1	1993年 平成5年3月25日	高円寺北二丁目町会 高円寺北2丁目2番21号 榎木 克美 NPO法人	高円寺北二丁目1~2番, 12~17番, 18番5号の一部, 6~11号, 24~35番, 38番1~3号・26号の一部・27~30号, 39~40番, 41番1~2号・3号の一部・24号	379.38m <sup>2</sup> 所有	72.66m <sup>2</sup> 所有	805
2	1994年 平成6年1月20日	阿佐谷南一丁目東町会 阿佐谷南1丁目3番24号 富田 雄介	阿佐谷南一丁目1~9番, 13番, 19番~21番, 22番2~8号・21~24号, 23番1~6号・17~21号, 27番~31番, 40番1号・19~33号, 41~43番	208.99m <sup>2</sup> 所有	101.47m <sup>2</sup> 所有	1,200
3	平成6年5月2日	高円寺南五丁目町会 高円寺南5丁目9番14号 小林 政徳	高円寺南五丁目1~5番, 6番7(ブランドール高円寺南を除く)~13号, 8~19番, 22~31番, 34~40番	128.04m <sup>2</sup> 所有	147.77m <sup>2</sup> 所有	675
4	1997年 平成9年4月30日	東二会 成田東1丁目39番6号 齊藤 豊	成田東一丁目9番14号・15号, 14番1~2号・16~31号, 15~22番, 23番2号・14~24号, 26~51番, 成田東三丁目1~7番, 27~37番	59.70m <sup>2</sup> 所有	72.10m <sup>2</sup> 所有	1,341
5	平成9年5月19日	東一会 成田東4丁目24番1号 高橋 陽一	成田東三丁目19番、成田東四丁目1番、10番の一部、13(6号除く)~39番、成田東五丁目42番15, 18, 20, 21号 梅里二丁目40番の一部	138.44m <sup>2</sup> 所有	147.07m <sup>2</sup> 所有	992
6	平成9年6月4日	高南2南町会 高円寺南2丁目6番2号 浦野 真	高円寺南二丁目3~20番	34.27m <sup>2</sup> 所有	59.40m <sup>2</sup> 所有	757
7	平成9年9月16日	高南自治会 高円寺南3丁目36番16号 浅井 義彦	高円寺南二丁目21番1~2号・3号(一部)・12~20号、22~24番, 45番~50番, 高円寺南三丁目23番15~17号(市川ビル除く), 35番12~17号, 36番2号・14~17号, 37番, 44番1~4号・8号・21~22号, 45番1~6号・18~19号	※ 66.22m <sup>2</sup> 所有 ※借地	109.88m <sup>2</sup> 所有	708
8	平成9年9月17日	成三町会 成田東2丁目37番1号 大和田 効	成田東一丁目2~7番, 8番11~16号, 9番2~13号・14号の一部, 10~13番, 14番3~14号, 23番3~12号, 24~25番, 成田東二丁目全域, 成田東三丁目8~18番, 20~26番	167.62m <sup>2</sup> 所有	194.40m <sup>2</sup> 所有	1,747

番号	認可年月日	町会の名称 保有する建物の所在地 代表者氏名	町会・自治会の区域	保有する財産の面積・所有形態		会員世帯数 (R6.3月)
				土地	建物	
9	1998年 平成10年6月18日	下井草東部自治会 下井草2丁目23番13号  井口 兼市	下井草一丁目28番, 29番15号・17~25号, 31番9~12号・14~16号・19号, 32番, 下井草二, 三丁目全域, 下井草四丁目1番, 2番1~6号・12~17号, 10番2~3号・5号, 11番~13番, 本天沼二丁目36番10号・11号・14号・16号・18号, 37番6号・11号・12~13号・16号・18号・20号, 38番11号・13~19号, 42番12号・18号, 43~47番, 本天沼三丁目34番21~25号・29号の一部, 37番8~13号, 38~44番, 清水三丁目23~24番	347.96m <sup>2</sup> 所有	315.36m <sup>2</sup> 所有	1,694
10	平成10年11月27日	井荻三丁目会 西荻北4丁目35番9号  田中 裕治	善福寺一丁目9番, 10番2~20号, 20番2~15号, 21~23番, 善福寺二丁目3~11番, 14番1~2号・17~26号, 15番1~2号・10~18号, 16番~17番, 19~20番, 22~23番, 32番1~8号・23号, 西荻北四丁目6番, 20~32番	465.05m <sup>2</sup> 共有	245.44m <sup>2</sup> 共有	770
11	1999年 平成11年7月1日	井荻自治会 西荻北4丁目35番9号  西山 正樹	善福寺一丁目4~8番, 10番1, 24~27号, 11~14番, 17~19番, 20番1, 16~25号, 善福寺二丁目1~2番, 西荻北三丁目12~14番, 24~27番, 35~38番, 西荻北四丁目1~5番, 7~19番, 33~40番, 西荻北五丁目2~6番, 12~21番	465.05m <sup>2</sup> 共有	245.44m <sup>2</sup> 共有	1,434
12	平成11年12月3日	高円寺北庚申文化会 高円寺北3丁目34番1号  浅井 俊昭	高円寺北二丁目22番10~21号, 23番, 36~37番, 38番5~25号・26号の一部, 41番3号の一部・4~22号, 高円寺北三丁目20番, 23番5~7号, 25番, 26番1~4号・13~19号, 31番1~5号・14~22号, 32~35番, 36番1~5号・14~21号, 37番2号・18号の一部・19~22号, 42番3号・7号・14~18号, 43~45番	121.48m <sup>2</sup> 所有	272.26m <sup>2</sup> 所有	510
13	2000年 平成12年9月26日	上荻親和会 上荻2丁目21番6号  青木 謙一	上荻二丁目1~15番, 21~28番, 32~42番, 上荻三丁目1~4番, 7~15番, 21~29番, 上荻四丁目19番	452.83m <sup>2</sup> 所有	352.02m <sup>2</sup> 所有	960
14	2007年 平成19年8月29日	上高井戸町会 上高井戸1丁目26番26号  廣瀬 吉彦	上高井戸一, 二, 三丁目全域	119.00m <sup>2</sup> 所有	132.16m <sup>2</sup> 所有	1,300

※借地 **高南自治会**

共同所有 **井草会館(井草自治会 60%、井荻三丁目会 40%)**

松庵町会 松庵2丁目13番24号 出田 清	松庵1丁目9~16番、松庵2丁目16~23番、松庵3丁目全域	※232.33m <sup>2</sup>	122.1m <sup>2</sup> 所有	1,600
松庵東町会 松庵2丁目13番24号 青木 典子	松庵1丁目1~8番、17~23番、松庵2丁目1~15番	※232.33m <sup>2</sup>	122.1m <sup>2</sup> 所有	